

9 2 1 号建物空調設備補修

件 名	9 2 1 号建物空調設備補修	仕様書番号	5 8
種 別	表 紙	図面番号	1 / 4
作成部隊	陸上自衛隊宇都宮駐屯地業務隊管理科		

仕 様 書

1 件 名

9 2 1 号建物空調設備補修

2 場 所

栃木県宇都宮市茂原 1-5-45 陸上自衛隊宇都宮駐屯地

3 概 要

- (1) 空調設備の補修
- (2) ドレン配管詰まり抜取作業
- (3) 室内機器 5 台の洗浄作業

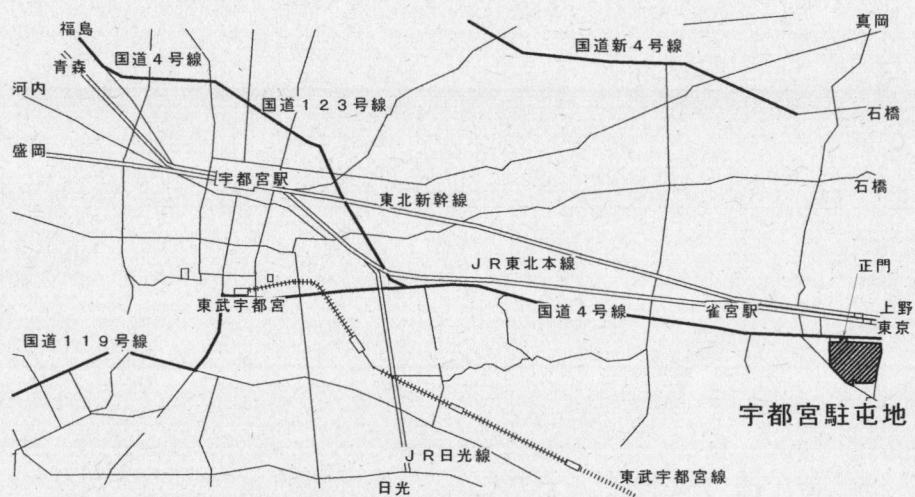
4 一般事項

- (1) 本作業は本仕様書による他、国土交通省大臣官房庁営繕部監修公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）によるほか、関係規則に基づくものとする。
- (2) 本仕様書及び図面に疑義が生じた場合は、監督官と協議を行いその指示に従うものとする。
- (3) 現場の収まり等により、軽微な変更の必要性が生じた場合は、監督職員と調整しその指示に従うものとする。ただし、請負金額、納期等の変更は行わないものとする。
- (4) 作業実施に関して、隊員及び部外者に傷害等を与えた場合、または施設等に汚損与えた場合は受注者の責任において復旧及び保障するものとする。
- (5) 使用材料は仮設材を除きすべて新品とし、官側の検査を受け合格したものを使用するものとする。
- (6) 請負業者は現場代理人等を指定し、関係法令に基づき現場の管理を行い防災に努めること。危険性のある場所には危険表示等の処置を行うものとする。
- (7) 作業現場及び許可された場所以外への無断立入等は厳禁とする。
- (8) 作業写真は、各役務の作業前・作業中・作業後、使用材料及び作業後隠蔽になる箇所、その他監督職員の指示する箇所を撮影し、整理の上 1 部提出するものとする。
- (9) 本作業に必要な申請及び提出書類は官側の示す規格様式で作成し提出するものとする。
- (10) 撤去品が発生した場合、金属類発生材は、関係書類提出後監督職員が指示する場所に搬入するものとし、その他は全て廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理するものとする。また、処理の結果は書面（産業廃棄物管理票等）にて提出するものとする。
- (11) 役務完了後は、作業現場の後片付け及び清掃を行うものとする。

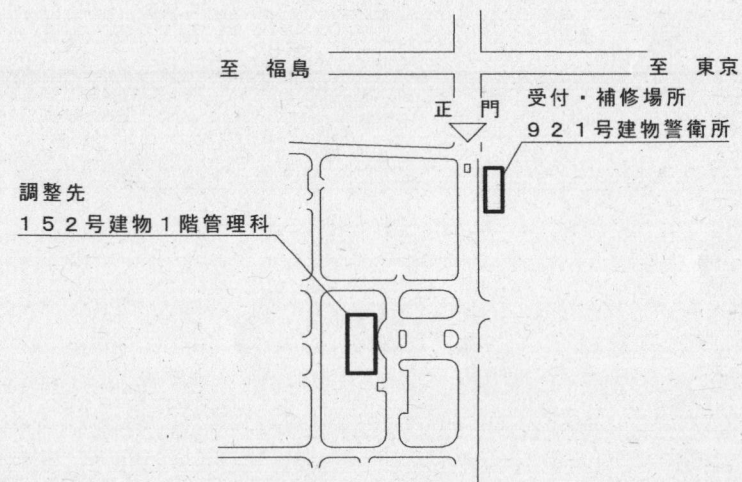
5 特記事項

- (1) 補修等する空調設備については、下記のとおりとする。
PLFY-P36LMG1 及び PLFY-P56LMG1 三菱電機社製
- (2) 交換する部品については、下記のとおりとする。
ア ドレンポンプ組立品 R61 021 538 5個
イ ドレンセンサ R63 021 287 5個
- (3) 室内機の洗浄及びドレン配管の詰まり抜取りを行うこと。
- (4) 仕様書に記載なき事項であっても技術上当然すべき事項は実施すること。
- (5) 本補修の保証について、完了検査合格後、官側の過失及び自然災害を除く 1 年間とする。

件 名	9 2 1 号建物空調設備補修	図面番号	2 / 4
種 別	仕様書・特記仕様書	縮 尺	Non
作成部隊	陸上自衛隊宇都宮駐屯地業務隊管理科		

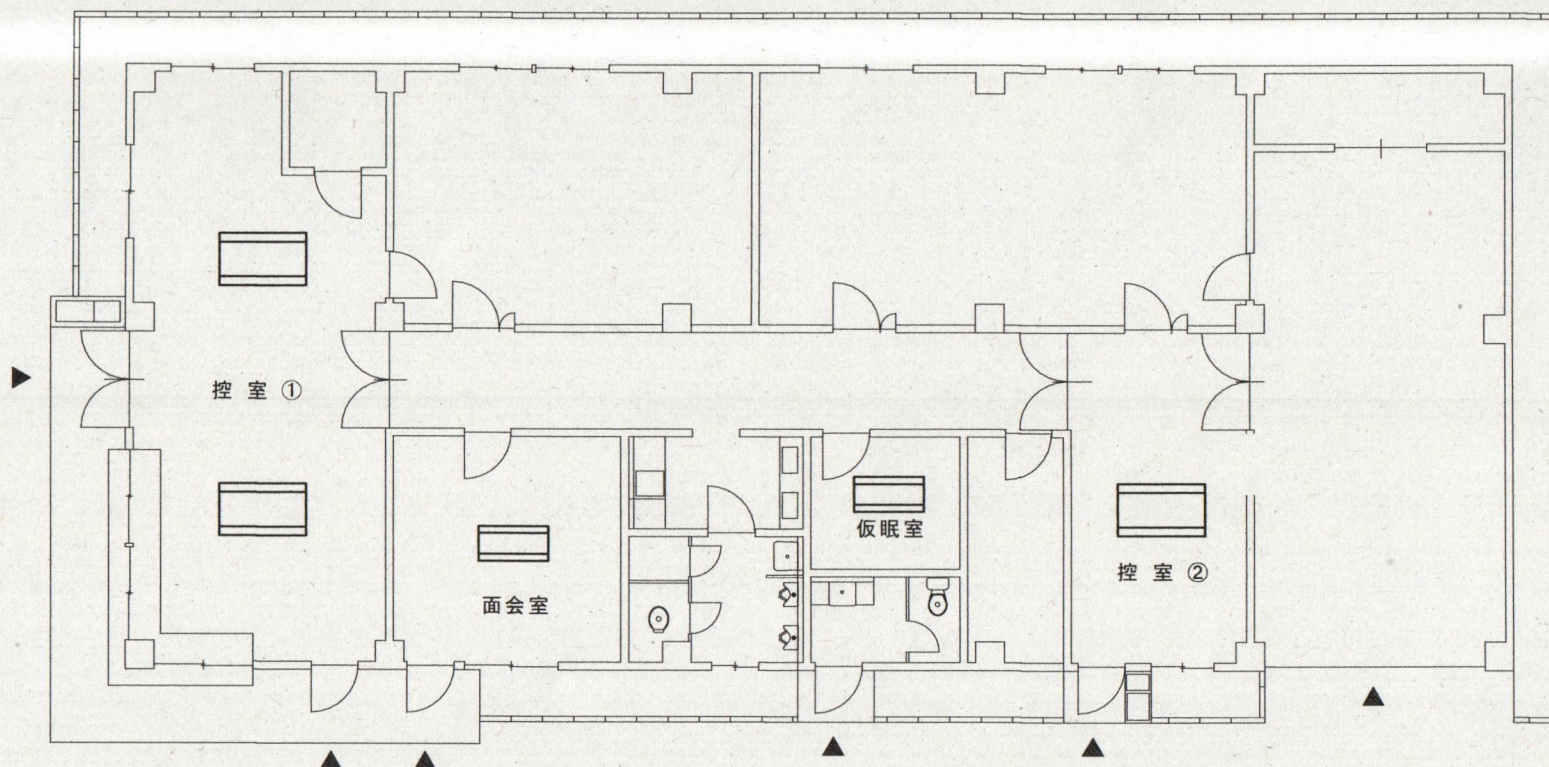


案内図 S=1:Non



配置図 S=1:Non

件 名	921号建物空調設備補修	図面番号	3/4
種 別	案内図・配置図	縮 尺	Non
作成部隊	陸上自衛隊宇都宮駐屯地業務隊管理科		



補修場所 面会室・仮眠室
PLFY-P36LMG1×2台
補修場所 控室①・②
PLFY-P56LMG1×3台

921号建物平面図 S=1/1,500

件名	921号建物空調設備補修	図面番号	4/4
種別	968建物平面図	縮尺	1/1,500
作成部隊	陸上自衛隊宇都宮駐屯地業務隊管理科		